

平成27年度第7回農業委員会総会議事録

日 時 平成27年10月30日（金曜日）議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 大会議室

出席委員

田中義正	谷口克美	有馬正治	山之内秀樹
稲田 優	尾山實文	前園竜児	常森 信
新出水孝造	山口長徳	宮田吉人	田方説夫
上 畠 勝	川口三雄	栗下章二	杉元義男
竹下助範			

欠席委員

宮原美實

事務局職員

事務局長	白坂勝弘	事務局長補佐	山下誠介
農地調整係長	木原俊一郎	農地調整係主任主事	松田篤志
農地調整係主事	松下理恵	農地調整係主事	春口太志

市長部局出席者

畜産農政課 農政企画係長 堂原一成

議 題

報告第16号	農地等の合意解約について
報告第17号	農用地利用配分計画について
議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号	農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて
議案第37号	農用地利用集積計画について
議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第40号 農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて
- 議案第41号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第42号 農業振興地域整備計画変更の協議について
- 議案第43号 平成28年度えびの市農業施策等に関する建議について

事務局長 ただいまから平成27年度第7回、10月の定例総会を開催いたします。
会長のあいさつ及び会務報告をお願いします。

田中会長 【あいさつ・・・・】

田中議長 それでは、委員の出席状況を報告します。宮原委員から本日の会議に欠席する旨の届け出と宮田委員から遅刻する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は16人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、田方委員と竹下委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。

報告第16号、報告第17号及び議案第35号から議案第43号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

田中議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第16号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第16号についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。平成27年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。議案との関連についてご説明します。

整理番号1番につきましては、3条所有権移転整理番号7番との関連です。

整理番号2番につきましては、3条所有権移転整理番号9番との関連です。

整理番号3番からページをめくりまして最後の整理番号18番までは、経営基盤法利用権設定整理番号6番から26番までの間の、農地中間管理事業関係の各議案との関連です。

以上、ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第17号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第17号についてご説明いたします。議案書4ページです。農用地利用配分計画について、今月報告する件数は12件でございます。なお本件につきましては8月総会にて決定、9月3日公告の分でございます。詳細は議案書5ページでございます。左側半分は農地中間管理機構が借り受けた時の内容で、右側半分が農用地利用配分計画に基づいて配分された内容でございます。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、貸借2件です。申請人の住所・氏名は省略して説明させていただきます。9ページをお開きください。

整理番号1番、大字〇〇、畑1筆1，136㎡の贈与でございます。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆201㎡の贈与でございます。

整理番号3番、大字〇〇、田1筆38㎡の贈与でございます。なお本件と整理番号4番及び5番の3件分については、受け人が同一の関連で、権利取得後の経営面積が5，687㎡となります。

10ページをお開き下さい。

整理番号4番、大字〇〇、田1筆480㎡の売買でございます。価格は10aあたり〇〇円です。

整理番号5番、大字〇〇、田1筆667㎡の贈与でございます。

整理番号6番、大字〇〇、田1筆916㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。11ページをお開き下さい。

整理番号7番、大字〇〇、田1筆989㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号8番、大字〇〇、田1筆660㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号9番、大字〇〇、田1筆1，261㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。12ページをお開き下さい。

整理番号10番、大字〇〇、〇〇、〇〇、16ページをお開き下さい。大字〇〇、田10筆13，445㎡、畑7筆7，451㎡の贈与でございます。

続いて貸借について説明致します。17ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、18ページをお開き下さい。田3筆3,698㎡、畑3筆1,240㎡の使用貸借でございます。期間は平成37年10月31日までです。農業者年金再設定のためのものです。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆755㎡、畑1筆1,043㎡の使用貸借でございます。期間は平成32年10月29日までです。本件については少し説明を加えさせていただきます。本件の経営面積に関して、現在本人が自作している460㎡と本件の1,798㎡、それと小林市の農地を取得するというので、現在小林市農業委員会に同時申請している2,966㎡の面積を加え、権利取得後の経営面積は5,224㎡となる予定です。小林市の農地に関しては、本日小林市農業委員会の総会が開催されており、審議されているところであります。事前に小林市農業委員会事務局の3条担当者に確認したところ、小林市分の3条申請に関しては許可になる見込みであるとのことでした。従いまして、本件の下限面積要件は充たすものと考えております。

以上、所有権移転10件、貸借2件です。ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第35号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、9ページの所有権移転整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を、竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

田中議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号1番についてご報告いたします。申請地は、えびの市〇〇、〇〇

の奥の方ですが、それが1筆です。

場所は、〇〇から〇〇へ向かう道路があります。〇〇のところを左折して5分ぐらい走ったところにあります。現地確認及び受人の聴き取りは10月27日の午後から実施しました。

申請地の状況ですが、申請地は畑です。野菜及び飼料作物の栽培で利用されてきたということです。畦草等の管理も良好で、非常に綺麗な畑となっております。現在は飼料作物、イタリアンが植え付けられておりました。

申請地周辺の状況としましては、申請地は農道沿いで畑に囲まれております。これまでも受人が耕作してこられ、周辺農地への影響は考えられないと判断しました。日照、進入路共に条件の良い場所です。

現地調査の流れで、受人のもとへ聴き取りに伺いました。受人と渡し人は従兄弟関係にあります。受人は繁殖牛4頭、畑作約1町4反、稲作が約3反ということで全体の面積は1町7反ぐらいです。後継者はおりませんが、まだまだ頑張ると言っておられました。申請地の取得後もこれまで同様、野菜及び飼料作物栽培で利用していく予定だということです。周辺一帯の影響を及ぼすことは考えられませんので、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

田中議長 栗下委員。

栗下委員 事務局より依頼がありまして、早速本人に電話をいたしまして、現地で本人とお会いして説明を受けました。

場所は、〇〇の道路を〇〇に行く途中の中間地点に位置しています。これはお父さんが最初、ここは豚舎として利用されておりました、渡し人の方が

今までずっと税金を納めていた土地であります。本人も今まで気付いていなかったということで、税金の整理をする中でこの物件が分かったということで、自分が元気なうちに受人の方に贈与したいというありがたい気持ちで今回の案件が出たということです。農業委員会にも行ってこの場所も確認をされているようです。現在は豚舎として使われているのではなく、農機具舎及び作業舎として使われております。周りには何ら迷惑を掛けておりません。今後もこの方は団体職員で暇々を見て、畑作物を一生懸命取り組まれておりますので、何ら問題はないと判断いたしました。

田中議長 次に整理番号3番から整理番号5番の土地を田方委員に、申請人「受人」確認を有馬委員にお願いします。

まず、田方委員にお願いします。

田方委員 議長。

田中議長 田方委員。

田方委員 整理番号3番について報告します。申請農地は、〇〇より東に150mくらい入り込んだ農地です。申請地は水田地帯の一角に存在しています。これまでも水田として利用されてきた農地です。農地の区画は三角形で、作業効率の悪い農地です。一部畦を取り込んでいるようにも見受けられます。

周辺の状況としましては、申請農地は〇〇で、南側が農道を挟んで杉林がありますが、日照にはほとんど影響がないと思われます。用排水共に良好な農地です。

次に整理番号4番と5番について報告します。申請農地は、〇〇を〇〇交差点より〇〇の方向に300mくらい進んだ所の国道沿いで、左手下の農地です。申請農地は水田地帯の一角に存在します。これまでも水田として利用されてきた農地です。農地は2筆でございますが、1枚の農地として利用されています。農地の区画は長方形で、畦草等管理されて、稲刈りも済んでい

ました。

周辺の状況としましては、申請農地は〇〇で、基盤整備がなされ、日照も良く、用排水共に良好な農地です。

皆様方の審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に、有馬委員お願いします。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 整理番号3番から5番の受人について報告をいたします。10月27日正午、田方委員と現地で本人とお会いして話を聴き取りました。

受人は稲作主体の専業農家であります。取得した農地も水田として利用され、また農地の管理も良く、周辺一帯の営農には問題はないと考えております。以上で報告を終わります。

田中議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」確認を田方委員にお願いします。

田方委員 議長。

田中議長 田方委員。

田方委員 整理番号6番について報告します。申請農地は、〇〇を〇〇方向に200mくらい進んだ右上上の農地です。えびの市で〇〇のすぐ近くです。これまでも水田として利用されてきました。農地の区画は長方形で、畦草等の管理も行き届いていました。

周辺の状況としましては、申請農地は〇〇で、基盤整備がなされ、水田地帯の一角に位置しています。日照も良く、用排水共に良好な農地です。

受人については、夫婦で稲作経営をされています。申請農地は取得後、水田として稲を作付けするということです。また受人は、多面的支払交付金事業の役員もされていて、用水管理、畦草払い、地区の行事等にも積極的に参

加され、周辺一帯の営農に影響を及ぼすことは考えられません。

皆様方の審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

田中議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号7番について報告いたします。場所は、〇〇の〇〇がありますが、その南側で、〇〇への入り口にあたる場所にあります。水田で形状の良い長方形の土地であります。周りも水田地帯であります。しかしまだ基盤整備はされていません。

受人の営農状況は、稲作と繁殖牛を兼ねた兼業農家の農業者です。地域との調和については、受人は兼業ではありますが、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。

皆様のご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」確認を有馬委員にお願いします。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 整理番号8番について報告いたします。田が1筆、売買です。場所は〇〇です。受人は、現在〇〇で入院中ですが、奥さんが良く農地を管理され、減反にはWC S、飼料稲を作付けされ、周辺一帯の営農には問題ありませんと判断をいたしました。

申請農地は、水田として利用され、農地の区画も良く、基盤整備済みです。畦等の管理も良く、申請人の農地と畦続きです。申請農地は日照時間も長く、道路付きで、用排水共に条件の良い場所です。

以上で終わります。ご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号9番の土地を田方委員に、申請人「受人」確認を稲田委員に
お願いします。

まず、田方委員に申し上げます。

田方委員 議長。

田中議長 田方委員。

田方委員 整理番号9番について報告します。申請農地は、〇〇より〇〇に500m
くらいの所に位置します。左手に〇〇に向かう途中、〇〇があり、その橋よ
り100mくらい進んで、今度は右手の方に進み、〇〇沿いの農道を300
mくらい進んだ所より左手15mくらいの入った農地です。現在稲が作付け
されていました。農地の区画は長方形で、畦草等の管理も良く行き届いてい
ました。

周辺の状況としましては、申請農地は〇〇で、基盤整備がなされ、水田地
帯の一角に位置しています。日照も良く、用排水共に良好な農地です。皆様
方の審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に、稲田委員お願いします。

稲田委員 議長。

田中議長 稲田委員

稲田委員 整理番号9番の受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は、
稲作主体で4haほど耕作されておりますが、兼業農家であります。受人は
兼業農家ではありますが、営農も一生懸命取り組まれて、所有農地の管理も
行き届いており適切と判断いたします。

皆様のご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」確認を尾山委員にお願いし
ます。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号10番の大字〇〇、大字〇〇、大字〇〇、大字〇〇の17筆について報告いたします。23日の5時過ぎ、受人のご主人と会い、申請地を確認しました。場所は、水田が〇〇から南へ300mの水田地帯の一角に10筆、畑が〇〇の北側100m、受人の自宅周りに3筆、〇〇から南の畑地帯に3筆、残りの1筆が国道から〇〇入口の〇〇がありますが、すぐ西隣にあり、周りが畑作地帯の一角です。

申請農地の状況は、水田は基盤整備で用排水、形状共に良い農地です。畑の方も日照、排水、道路問題ありません。

受人の営農状況は、稲作と繁殖牛、受人の旦那さんが会社員という複合経営です。旦那さんも会社が休みのときは一生懸命農業に取り組んでいます。受人と渡人は実の親子関係であります。受人は専業農家で後継者もあり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。申請後の農地には、今まで通り稲作と飼料作物を作付けする計画です。周辺への営農への影響は見当たりません。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に、17ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」確認を前園委員にお願いします。

前園委員 議長。

田中議長 前園委員。

前園委員 3条使用貸借整理番号1番について報告いたします。申請地の場所ですが、〇〇から西に向かって水田地帯になっていますが、工場から500mくらいの水田地帯の一角に田んぼが3筆ございました。田んぼから〇〇をまたぎますが、小さな畑が1筆、それと〇〇から〇〇を右に曲がってその上に〇〇が走っているのですが、その〇〇の左脇に側道が入っております。これを北の

方に進みまして、〇〇という会社工場があるのですが、それをさらに北に300mくらい行くと〇〇に続く道路沿いに畑地帯がありまして、そこに2筆申請地がありました。田んぼの方ですが既に稲刈り等も終わって畦等も管理されて問題ないと判断しました。畑につきましても根菜類、カライモ等が作付けしてありましたけれども、良く管理されていると思っております。

受人の営農状況ですが、受人は団体職員でありまして、稲作主体の兼業農業者となっております。地域の調和ですが、受人は兼業農家ではありますが、お話を聞いていると、仕事のかたわらであるけれど一生懸命やっておられるので、影響はないと判断しました。

皆様方の審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号2番の土地を竹下委員に、申請人「受人」確認を上島委員にお願いします。

まず、竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

田中議長 竹下委員。

竹下委員 賃貸の整理番号2番の農地についてご報告いたします。申請地は、〇〇の信号から〇〇に向かう〇〇という地区がありますが、〇〇から〇〇の方に上って行く所に畑が1筆ございます。同じ様に〇〇から〇〇の方に向かう、〇〇の方に向かう方ですが、それをまっすぐ行った所に田んぼが1筆、計2筆でございます。現地確認は10月27日に実施しました。

申請地の状況ですが、申請地は水田の方は今までは水田及び菜園として利用してきたという状況です。また畑の方は露地野菜及び飼料作物の栽培に活用されてきたということでございます。両農地とも畦草等の除草がされておりまして管理は行き届いております。現在両方とも農地は耕起されて、すぐ作付けできる状況でした。

周辺の状況としましては、〇〇に向かう田んぼの方ですが、東側に道路を隔てて檜林があります。日照には影響はないというところで、南北側は水田及び畑が広がっております。また畑の方は、東側が人家に接してはいますが、周囲全体が水田、畑に囲まれた場所です。両農地とも市道に接しており進入路、日照、用排水共に条件の良い場所です。周辺一帯の営農に影響を及ぼすことは考えられませんので、問題ないと判断しました。

ご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に、上島委員申し上げます。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 整理番号2番の受人について報告いたします。受人につきましては、まだ農業という段取りではなくて、4aにキウイフルーツを植えてありました。そして先ほど説明がありましたとおり、小林市に農地を求めて本日審議があると聞きましたがその通りです。中身につきましては、今回の農地につきましては露地野菜を作ると、また小林市に求めた土地につきましては、キウイフルーツあるいは栗を植えて第二の人生を楽しむという話でした。旦那さんは現在小林市の建設会社に勤めて61歳だそうですが、定年が来たけどまだ社長から来てくれということでまだ働いている。しかし、いずれは辞めることになるので農業をしたいということから農地を求めて、果樹を植えたいということでした。あと20aぐらい欲しいということでしたが、自宅が〇〇の南側の近くでしたが、周辺農地は非常に価格が高く買えないということでした。できれば小林市の方が近いから求めたいということでしたので、もしそういうことがあったら協力したいと伝えました。以上報告します。

田中議長 ここで、栗下委員より発言の申し出がありましたので、許可します。

栗下委員 9ページの整理番号2番、先ほど私の方で豚舎、農機具舎と言いましたが、その近くの農地でございます。隣でございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

田中議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきまして、貸借の整理番号2番を除く11件は、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、貸借の整理番号2番につきましては、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件以外の要件は、他の11件同様すべて満たしていると考えます。農地法第3条第2項第5号については小林市での申請が許可されることによって、下限面積要件を満たすこととなります。従いまして、貸借の整理番号2番につきましては、小林市での申請が許可されることを条件として、許可すべきものと考えております。なお事務上の手続きとしては、小林市の申請が許可されたのを確認次第、許可書を発行することとなります。以上です。

田中議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第35号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

なお、貸借の整理番号2番につきましては、事務局説明のとおり、小林市の申請が許可されたのを確認次第、許可書を発行するものといたします。

次に、議案第36号「農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第36号「農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて」ご説明いたします。

本件は裁判所の実施する競売に係る案件ですが、その判断する要件につきましては、通常の農地法第3条の申請に対する要件と何ら変わりませんので、先程の議案第35号と同様のご審議をお願いします。

それでは内容の説明に入ります。申請人の住所・氏名は省略させていただきます。21ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆3,029㎡を農地として取得しようとするものです。5条買受け適格証明整理番号1番との関連です。

以上、3条買受適格証明願い1件です。ご審議方よろしくをお願いします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。これより審議をお願いします。なお、落札後、本申請は農地法第3条許可申請があった場合、当該証明書の交付時

と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可してもよろしいかについても、併せて審議をお願いします。

これも各担当委員が現地確認等をしていただいています。土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

21ページの整理番号1番の土地を谷口委員に、申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

まず、谷口委員をお願いします。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 報告いたします。10月25日、日曜日に稲刈りの真っ最中でしたが、農地を見に行きました。現地は〇〇から上流に400mくらいさかのぼったところの堤防の南側に位置するところがございます。〇〇の基盤整備が行なわれているところですが、条件的には非常に恵まれた農地でございます。一帯は2～30haの水田が広がっている場所ですが、農地につきましては、ここ半年ぐらいあまり管理がされていないという感じでした。先般7月の時に、裁判所の競売物件ということで出てきたわけですが、今回は団体職員の方が欲しいと、購入されるという話で農地を見に行ったわけですが、私もこの地主の方に良く農地の整理はして下さいと、管理をして貰わないと何人か既に見に来られているはずですよねということでお願いはしておったのですが、一向に管理をされた様子はありませんでした。以上報告をいたしますが、場所的には水田地帯で何も周りの農地に対して悪い影響を及ぼすことはありません。若干低い農地で、そこが気がかりでございますけれども、この土地が欲しいという方がいらっしゃいましたので、良いことではないかと感じたところです。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 次に、尾山委員お願ひします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 受人は、団体職員で定年が間近なため、農地を取得し米作り、野菜作りが夢で、周辺一帯への迷惑は絶対にかけないとおっしゃっていました。取得後は水田として利用していきますということです。前の持ち主が遊休化しており、下払いし何回も耕す必要があるということで、申請後に堆肥をすぐ蒔いて、許可が出れば農地の手入れにかかるということで何も問題ないと考えます。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願ひします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回の証明願ひにつきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、整理番号1番については許可要件を全て充たしていると考えます。以上でございます。

田中議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第36号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第36号については、買受適格者であるという意見ですが、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、落札後農地法第3条申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よって本申請があった場合は、来月の総会に諮らないで、許可することに決定いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

(10分間休憩)

田中議長 休憩前に引き続き審議に入ります。

次に議案第37号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第37号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数の内訳は所有権移転2件、利用権設定37件の計39件でございます。申出人の住所氏名等は省略して説明させていただきます。23ページをお開きください。所有権移転から説明させていただきます。

整理番号1番、大字〇〇、畑3筆2，451㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号2番、大字〇〇、24ページをお開き下さい。大字〇〇、田2筆2，840㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらの

掘起しは栗下委員です。

続いて利用権設定についてご説明いたします。25ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆1、920㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。期間満了に伴う再設定です。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆2、186㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。期間満了に伴う再設定です。

整理番号3番、大字〇〇、26ページをお開き下さい。田2筆1、481㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。期間満了に伴う再設定です。

整理番号4番、大字〇〇、田3筆5、117㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成32年11月10日までです。27ページをお開き下さい。

整理番号5番、大字〇〇、28ページをお開き下さい。田6筆4、049㎡の使用貸借でございます。期間は平成37年11月30日までです。農地中間管理事業によるものです。

なおこれより整理番号37番までが、同事業によるものになりますのでその旨の説明を省略します。また今月は〇〇・〇〇・〇〇の3地区が挙げられておりまして、地区ごとに議案が続くようになっております。地区が変わった最初の案件のみ大字の説明をして、それ以降は省略します。

また期間については、原則平成37年11月30日までとなっておりますが、一部未相続農地分が平成32年11月30日までとなっております。平成32年までの期間のもののみ説明して、その他は説明を省略させてい

たきます。

整理番号6番、30ページをお開き下さい。田9筆7, 562㎡の使用貸借でございます。

整理番号7番、31ページをお開き下さい。田2筆1, 318㎡の使用貸借でございます。

整理番号8番、34ページをお開き下さい。田13筆10, 509㎡の使用貸借でございます。

整理番号9番、35ページをお開き下さい。田3筆2, 494㎡の使用貸借でございます。

整理番号10番、36ページをお開き下さい。田7筆3, 317㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。37ページをお開き下さい。

整理番号11番、38ページをお開き下さい。田8筆6, 926㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。39ページをお開き下さい。

整理番号12番、田4筆2, 423㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。40ページをお開き下さい。

整理番号13番、田4筆3, 385㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。41ページをお開き下さい。

整理番号14番、田1筆994㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号15番、42ページをお開き下さい。田5筆4, 853㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号16番、田2筆1, 994㎡の使用貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。43ページをお開き下さい。

整理番号17番、田2筆1, 440㎡の使用貸借でございます。借賃は全

部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。

整理番号18番、44ページをお開き下さい。田2筆868㎡、畑1筆709㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。

整理番号19番、45ページをお開き下さい。田5筆3,717㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。

整理番号20番、田1筆605㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。46ページをお開き下さい。

整理番号21番、47ページをお開き下さい。田7筆6,091㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号22番、48ページをお開き下さい。田5筆3,912㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。49ページをお開き下さい。

整理番号23番、大字〇〇、50ページをお開き下さい。田3筆3,762㎡、畑5筆14,970㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。51ページをお開き下さい。

整理番号24番、52ページをお開き下さい。畑5筆20,226㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。

整理番号25番、畑2筆4,121㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年11月30日までです。相続人からの申し出です。53ページをお開き下さい。

整理番号26番、畑1筆1,240㎡の賃貸借でございます。借賃は全

部で〇〇円です。

整理番号27番、畑1筆3, 078㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。相続人からの申し出です。

整理番号28番、55ページをお開き下さい。畑6筆17, 340㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号29番、畑3筆8, 092㎡の使用貸借でございます。56ページをお開き下さい。

整理番号30番、大字〇〇、田3筆5, 989㎡の使用貸借でございます。57ページをお開き下さい。

整理番号31番、田4筆3, 337㎡の使用貸借でございます。58ページをお開き下さい。

整理番号32番、田2筆4, 472㎡の使用貸借でございます。

整理番号33番、田2筆3, 574㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米8俵です。59ページをお開き下さい。

整理番号34番、60ページをお開き下さい。田5筆3, 735㎡の使用貸借でございます。

整理番号35番、61ページをお開き下さい。田4筆8, 163㎡の使用貸借でございます。

整理番号36番、62ページをお開き下さい。田5筆5, 559㎡の使用貸借でございます。

整理番号37番、田1筆2, 625㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

以上、所有権移転2件、利用権設定37件です。

計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常

時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第37号の審議に入りますが、農業経営基盤法利用権整理番号30番は、譲渡人が田方委員です。よって、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に基づき、田方委員の退席を求めて審議します。田方委員退席をお願いします。

(田方委員退席)

田中議長 それでは、ただ今から農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第37号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田方委員の退席を解きます。

(田方委員着席)

田中議長 それでは、議案第37号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号30番を除く、議案第37号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

上畠委員 議長。

田中議長 上畠委員。

上島委員 25ページの賃借料の金額についてお伺いいたしたいと思います。既にお米につきましては〇〇円台という非常に安い価格が設定されております。そういう中で〇〇円というはるかに高い賃貸料で契約がされている。ちょっと見たら自分たちの組織かなと、こういうことで本当にこれは我々農業委員会として、指導者としてこういうものが〇〇円という形で出てくる、あるいは全国の米地帯に行ったら〇〇円というのが相場だと、魚沼の辺りですね、そういうのを見て、我々〇〇は〇〇円で統一したと、こういうことの中で〇〇円も高いという設定につきましては、委員の皆さんの意見を聞きたいのですが、受けた時の事務局の話し等も聞かせていただきたいと思います。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 上島委員の質問にお答えします。利用権設定整理番号1番から3番の借賃についてだと思うのですが、この3件についてですが、渡人が受人の〇〇の役員になっておまして、自分の土地を自分たちで経営する法人に貸し付けるというもので、この借賃については役員報酬も兼ねているということで、この借賃になっているということであります。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 賃貸料を役員報酬に充てるというのをここに出すのはいかがなものかなと。あっさり内部ですね、内部の規定で定めていただいて、やはりこういう公の場に出すものにつきましては、指導をしていただかないと、〇〇円だという話しが非常に我々委員としては、役員報酬のために〇〇円らしいですよと言ってもその説明が本人たちに良く分かるのか、あまりにも考え方が公的な場で、そういう言葉でしてもらったらちょっと説明がつか

ないし、我々も理解が出来ないと考えます。自分たちの会社のことで口をつくのはいかなことかと思うのですが、しかし公の場に出してきたのですから、やはり委員としても何らかの指導をして、大体えびの市の金額に統一して、後は内部のことですので、そういう役員報酬は内部規定で定めていただけないでしょうかという話はしてもよかったのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 参考までにお尋ねするのですが、〇〇は役員報酬は貰っていないという意味ですかね。

(貰っていないという発言あり)

法人化されているから経営で落とせばいいわけですよ。そこをどういう風に理解されるのか我々には分からないですけど、詳しいことが分かれば後日調べて報告をしていただければ有難いと思います。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 先ほど上嶋委員の方から賃借料が高すぎるということで、指導に関するご指摘があったわけですが、上嶋委員がおっしゃるとおりでございます。地域のバランスを崩すような賃借料の設定というものについては、農業委員会は指導する義務がございます。この〇〇円が法外、高すぎるかどうかについては少し微妙なところもあるのですが、今現在の賃借料の契約状況を見ますと若干高いという感じもしております。役員報酬等が含まれているという説明を担当がしたと思いますが、そこについてはちゃんと区分けして賃借料としての表記をしていただくように再度こちらから指導をしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。金額につい

ては、報酬と小作料と棲み分けをしていただくということで処理をしたい
と思いますのでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたし
ます。

田中議長 上島委員、それでよろしいですか。

上島委員 はい。

田中議長 他にございませんか。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 23ページの整理番号2番の掘起し委員が栗下委員になっておりますけ
れども、この〇〇という会社の実態をお聞きしたいと思います。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 〇〇については、〇〇で肉牛の営農を行っている、〇〇が代表取締役と
なって経営している会社となります。

(分かりましたという発言あり。)

田中議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第37号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」、
議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

許可申請件数は1件でございます。申請人の住所氏名等は省略させていただきます。64ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆126㎡を住宅敷地とするものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。なお、申請地は昭和62年に転用済みでございますので、追認申請となります。

続きまして、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

許可申請件数は3件でございます。申請人の住所氏名等は省略させていただきます。66ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番外1筆、計田2筆326㎡を従業員駐車場及び通路として贈与されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成27年12月1日から同年12月10日までとなっております。事業費につきましては、土地造成費〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。敷地内の雨水につきましては、砂利舗装により対応されるものでございます。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番外1筆、

計畑2筆3430㎡を杉の植林として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。杉の植林につきましては、譲渡人が昭和50年2月に植林済みとなっておりますので、始末書の提出がでございます。事業費につきましては、土地代金〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。67ページをお開きください。

続きまして、整理番号3番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆351㎡を一般個人住宅敷地として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第3種農地、都市計画関係は区域内・第2種住居地域、農振区分は区域外でございます。工事期間につきましては、平成27年12月10日から平成28年2月末日までとなっております。事業費につきましては、土地代金〇〇円、造成費〇〇円、外構工事費〇〇円、住宅建築費〇〇円、家庭用太陽光発電設備費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるものでございます。排水関係につきましては、北側市道側溝へ排水されるものでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第38号及び議案第39号については、29日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

尾山第1小委員長 議長。

田中議長 尾山第1小委員長。

尾山第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、10月29日に、委員6名、会長、事務局3名の計10名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。

今回の議案は、4条1件、5条3件でございます。

議案第38号及び第39号について、順を追って説明いたします。座って説明させていただきます。

農地法第4条、議案第38号、整理番号1番について、説明いたします。

申請人は、主に〇〇を営んでおります。申請地を含む土地に、昭和62年に現在の住宅を建築し、住宅敷地として利用しております。息子の住宅建築のため、分筆登記の手続きを進める中で、今回の申請地が申請人の宅地の一部として取り込まれていることが判明したため本申請するものでございます。始末書の提出がでございます。

場所は、〇〇でございます。〇〇、通称、〇〇と呼んでおりますが、〇〇沿いにある〇〇から東に100mほどに位置しております。

申請地の状況は、現在宅地造成が進められているところと住宅の間にある幅の狭い土地で、北はブロック塀、南は道路と周辺の営農への影響はないと考えます。特に問題は見当たりませんでした。

農地法第5条、続きまして、議案第39号について、説明いたします。

整理番号1番について、申請人は親子であります。譲受人は、現在〇〇の役員をしております。従業員の駐車場がなく苦慮しているとのことであります。事業所周辺を探したが適地がなかったため、申請地を父から贈与を受け、従業員の駐車場として利用したいため本申請をされたものでございます。

場所は、〇〇でございます。〇〇の西側にある踏切から北西へ100mほどのところに位置し、〇〇の敷地のすぐ北側に位置しております。

申請地の状況は、現在は小菜園として野菜が植えてあり、宅地の一角にある農地です。周辺は宅地が混在し周りが道路です。周辺への営農への影響は全く見当たりませんでした。特に問題は見当たりません。

続きまして、整理番号2番について説明いたします。譲受人は、林業を

営んでおります。今回、申請地を譲渡人から譲り受ける承諾を得られたため所有権移転の手続きをすすめていたところ、申請地が農地であることが判明したため本申請をされたものでございます。申請地は、周囲を山林に囲まれており、日照等営農に適さない土地となったため、譲渡人が40年前に植林したとのことでございます。譲渡人から始末書の提出がございました。

場所は、〇〇の〇〇から〇〇、〇〇の農免道路へ合流するところにある〇〇から北東に400mほどに位置し、一帯が山林となっているところの一角でございます。

申請地の状況は、周りが山林でここに農地があったのかと思うようなところでございます。周辺への影響は全くなく、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について説明いたします。譲受人は、現在、市外において借家住まいでございます。郷里であるえびの市の土地を取得し新築を検討していたところ、今回の申請地について譲渡人との協議が整ったため本申請をされたものでございます。申請地は、譲渡人が地域の人とゲートボールの練習をするため、平成12年頃、砂を入れて造成したとのことでございます。譲渡人から顛末書の提出がございました。家庭排水は合併浄化槽処理を行い、北側市道側溝へ排水するとのことでございます。

場所は、〇〇でございます。〇〇の自宅から西に100mほどのところに位置しております。

申請地の状況は、砂が入れてあり駐車場のような感じで、また周りが宅地で、周辺への営農への影響は全く見当たりません。問題ないと判断いたしました。

以上、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請3件、計4件について

は、慎重・審議しました結果、第1小委員会は、全会一致で許可相当もしくは承認相当とすべきものと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。よりまして、今月の議案第38号及び議案第39号の計4件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

田中議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第38号及び議案第39号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。

議案第38号及び第39号は、原案とおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。議案第38号及び議案第39号は、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第40号「農地法第5条の規定による買受適格証明願について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第40号「農地法第5条の規定による買受適格証明願について」ご説明いたします。

許可申請件数は1件でございます。本案件は、裁判所が実施する競売に係る案件となりますが、判断する要件につきましては、通常の農地法第5条の申請に対する要件と何ら変わりませんので、議案第39号と同様のご審議をお願いします。

申請人の住所氏名等は省略させていただきます。69ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆354㎡を堆肥舎敷地として取得しようとするものでございます。立地基準につきましては、農地区分は農用区域内農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・農業用施設用地でございます。堆肥舎につきましては、現所有者が既に建築済みでございます。事業費につきましては、競売の最低入札金額に当る買受可能価額〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。こちらの案件は、3条買受適格証明願整理番号1番との関連となります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。これより審議をお願いします。なお、落札後、本申請は農地法第5条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可相当として

県知事に意見書を送付してもよろしいかについても、併せて審議をお願いします。

議案第40号については、29日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

尾山第1小委員長 議長。

田中議長 尾山第1小委員長。

尾山第1小委員長 それでは、議案第40号「農地法第5条の規定による買受適格証明願について」第1小委員会の報告を行います。

整理番号1番について、説明いたします。願出人は団体職員であり農業を行っております。現在、約56aほど耕作を行っているとのことですが、規模拡大のため今回の一括競売の申請地隣接農地の取得及び申請地を堆肥舎敷地として取得するため本申請されたものでございます。堆肥舎は現状のまま使用し、農地への堆肥散布のため堆肥の仮置場として使用する計画でございます。

場所は、〇〇の〇〇から南東へ500mほどのところに位置しております。

申請地の状況は、現在堆肥舎の中に堆肥も入っております。堆肥舎は農地の角にあり、周辺への営農への影響は考えられません。問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第5条買受適格証明願1件につきましては、慎重審議しました結果、第1小委員会は、適格相当と判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、農地法第5条買受適格証明願についての第1小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による買受適格証明願について、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましてとおりの問題ございませんでした。よりまして、今月の議案第40号につきましては、農地法第5条の要件を満たしているものと判断いたします。

以上でございます。

田中議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号については、買受適格者であると承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、落札後農地法第5条申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よって本申請があった場合は、来月の総会に諮らないで、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第41号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第41号についてご説明いたします。今月審議をお願いする非農地判断件数は5件でございます。議案書71ページをお開き下さい。所有者の住所氏名等は省略させていただきます。

整理番号1番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、地目は田706㎡でございます。判断根拠としましては、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難であるというものでございます。

続きまして整理番号2番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、地目は田204㎡でございます。判断根拠は、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難であるというものでございます。

整理番号3番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、地目は畑566㎡でございます。判断根拠は、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難であるというものでございます。

整理番号4番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、地目は田1,879㎡でございます。判断根拠としましては、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しており農地への復元が著しく困難であるというものでございます。

整理番号5番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、地目は田373㎡でございます。判断根拠としましては、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しており農地への復元が著しく困難であるというものでございます。

以上5件、ご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第41号については、29日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いいたします。

尾山第1小委員長 議長。

田中議長 尾山第1小委員長。

尾山第1小委員長 それでは、非農地判断について、第1小委員会における審査の結果を報告いたします。

まず、議案第41号の5筆は、いずれも〇〇でございます。それでは、順を追って説明いたします。

まず、整理番号1番と2番ですが、隣接しておりますので、一緒に説明いたします。

場所は、〇〇で、〇〇よりも手前約1kmの所に、〇〇のお宅がございますが、そのお宅の東側横の道を、南へ入りまして、200mほど進みますと、左下へ下る細い道がございます。この道は、普段通行されておらず、雑草が茂っており、容易に通行もできないような道になっております。そこを100mほど下ってまいりますと、右手に荒廃した土地が2筆ございます。

現地の状況は、ここに農地があったんだと何とか分かるような状態で、現在は荒廃化しています。整理番号1番、2番共に、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。この土地も、整理番号1番、2番に、近い場所がございます。方向で言えば、真東の方向で、近くに〇〇がございますが、そのさらに南側のやぶの中がございます。

この土地も、けもの道のような細い農道のような道があるのですが、長

年通行されておらず、周囲の竹や雑草に覆われ、人の通行自体も困難でありました。

よりまして、現地まで行くことは、不可能と判断し、近くまで行ける場所で、事務局が用意しました航空写真と、現地の状況を詳細に聞き、判断を行ったものであります。

現地の状況は、現地に行くことが出来ないというような場所で荒廃化しており、よって整理番号3番も、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号4番、5番についてですが、この場所も整理番号1番、2番の前を過ぎて、さらに100mほど下った場所にございます。道は、コンクリート舗装されているようですが、長年通行されておらず、竹や雑草に覆われていることから、現地まで行くことが不可能と判断し、この2筆についても、近くまで行き、事務局から航空写真と状況説明を受け、判断をいたしました。

現地の状況は、整理番号4番、5番については、荒廃化し、周りの状況からしても、整理番号4番、5番共に、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

以上、5筆について、現地調査の結果、いずれも非農地としてもやむを得ないとの判断にいたりました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。議案第41号の5件につきましては、小委員長報告のとおり、国が示す耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農

地に該当するか否かの判断基準に適合しており、全てが農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断されます。以上でございます。

田中議長 　ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第41号整理番号1番から整理番号5番までのすべてを、非農地を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第42号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。内容の説明をお願いします。畜産農政課堂原係長お願いします。

堂原係長 　議長。

田中議長 　畜産農政課 堂原係長。

堂原係長 　議案第42号、農業振興地域整備計画変更の協議についてお願いします。

まず案件番号1番です。変更内容は除外です。申請地は大字〇〇字〇〇、〇〇番になります。地目は田、面積は812㎡、要望者は〇〇、所有者は〇〇です。基盤整備は実施されていません。計画変更の理由は農家住宅建築のためです。要望者の実家が〇〇にあり、所有している農地が近隣に多いことから、農業経営の利便性も考えて当該土地を選定されております。この案件につきましては、10月5日に開催されたえびの市農業振興地域整備計画変更処理委員会で承認を頂いている案件です。

次に案件番号2番です。大字〇〇字〇〇、〇〇番地です。地目は田で16

27㎡の内の133.84㎡が除外面積です。要望者、所有者はいずれも黒江宏志さん、基盤整備については実施されておられません。それと大字〇〇字〇〇、〇〇番につきましては、地目は田で、要望者、所有者はいずれも〇〇です。この土地については既に農用地区域外となっています。今回の要望につきましては、要望者の子供さんの個人住宅の建設を予定されています。当初はこの農用地区域外〇〇番の土地だけを考えていましたが、北側に他の方が所有する農地が広がっているため、作物に与える日照等の影響を考慮しての判断で、〇〇番の一部を利用する計画です。他にも所有のところで土地を選定したのですが、農業振興地域が広がっておりまして、農地を購入しての宅地転用は不可能であるという判断です。このため本人所有の宅地に隣接している農用地区域外の農地〇〇番を利用することが最も良い方法と考えて、今回の案件となっております。この案件につきましても、10月5日に開催された変更処理委員会の方で承認を頂いている案件です。よろしくお願ひします。

田中議長 説明が終わりました。

ただいまから議案第42号の審議に入ります。

農業振興地域整備計画変更案件1番から2番まで説明をしていただきました。この件については決定をするものではありません。農業委員会の皆さん方のご意見を拝聴するものであります。今まで何回か審議をしていただいておりますのでお分かりと思いますが、そのようなことで皆さん方のご意見を拝聴したいと思いますが、ご意見はございませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第42号は原案通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。議案第42号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第43号「平成28年度えびの市農業施策等に関する建議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第43号、平成28年度えびの市農業施策等に関する建議についてご説明申し上げます。この建議につきましては、9月の総会で役員会において作成し、10月で提案するというので、10月1日と26日に2回役員会を開いていただきまして、その中で案を作成をいたしております。読み上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。80ページでございます。

平成28年度に向けた建議(案)

「新たな農業委員会制度への円滑な移行について」

農業委員会は、貴重な地域資源である農地の管理主体であり、地域農政の推進組織、地域の農業者を代表する公的機関でもあります。地域の信頼を得た農業委員により、遊休農地対策をはじめ、優良農地の確保・有効利用、担い手の確保・育成、担い手への農地集積など、地域の農地の利用調整全般を担っています。

そのような中、今般、農業委員会等に関する法律、農地法の改正を含む「農業協同組合等の一部を改正する等の法律案」が国会可決し、平成28年4月1日に施行されることとなりました。

今回の制度・組織改正では、農業委員の選出方法を公選制から選任制への移行、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員会ネットワーク機構の新設など、これまでの仕組みを大きく変更するものとなっております。

つきましては、新制度への移行にあたっては、農業委員会が円滑かつ確実な移行ができますよう情報提供、ご支援を賜りますとともに、移行後もその活動に支障が生じない様、農村現場の実態に即した持続的な農地行政が担保されますような支援施策等を国、県をはじめ関係各方面へ働きかけていただくとともに、農業委員の十分な定数確保をお願いします。

続きまして「農地の中間管理機構等を最大限活用しての推進について」

農地中間管理事業がスタートして今年で2年目であります。「農地中間管理機構」においては、農業構造の改革と生産コストの削減のため、今後10年間での担い手への集積について、全農地の8割を目指して鋭意進められております。

しかしながら、推進を図る中で、「未相続農地の存在」、「借り手が不特定」や「10年間貸借要件」等に対する貸し手側の抵抗感、また、「転貸の可能性が不確定な農地については、農地の所有者が貸し付けを希望しても、管理コストの増大懸念から借り受けが進まない」等、いくつかの事業推進上の課題が明らかになってきております。

つきましては、条件の良い農地については、農地中間管理機構が有する2年間の中間管理権を積極的に活用して担い手への集積を進めるとともに、利用集積の見込みのある条件不利農地については中間管理機構が主体となり、耕作放棄地対策などの制度を活用して圃場の条件整備を行うなど、機構が有する中間管理機能等を最大限に活用した推進をお願いします。

「水田圃場整備及び畑地かんがい事業の推進について」

国、県は、平成26年度より成長戦略・農業構造改革により農地集積を積極的に進め、また、市の基本構想においても担い手への集積率8割を目指しており、農地の中間管理機構による政策を進めています。これに伴い、農業経営の基礎となる農地の基盤整備は絶対条件と考察され、担い手への

農地流動化、農地集積を促進するなかで、水田の圃場整備事業及び畑地かんがい事業の積極的な推進体制、営農体制の強化を図り、生産基盤整備をさらに取り組まれるようお願いいたします。

「新規就農対策の強化について」

少子・高齢化により、人口減少に歯止めがかからないなか、人口減少により地域社会の活力低下、集落機能の低下、地域固有文化の喪失、耕作放棄地増による自然災害発生危険度の増大など地域にもたらす影響は計り知れないものとなっています。

今般多くの自治体では、定住促進、農業振興を図り、活力あるまちづくりを目指し、家賃、研修費等の助成付きの農業研修施設等を建設し、新規就農者の受け入れ事業を実施しています。

つきましては、新規就農者への技術指導、地域活動への参加支援、就農後の営農指導・生活面等のフォローを行う受け入れ態勢の充実に加え、就農希望者が円滑に就農し地域の新たな農業の担い手となるよう、農業研修施設の整備を提言します。

以上です。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第43号の審議に入ります。この件につきましては、役員会の中で2回検討をしていただきました。それによる案でございます。皆さん方のご意見をお聞きし、削除するところがあれば削除し、またさらに追加するところがあればそのように検討をしていきたいと思いますが、皆さん方のご意見があればお伺いをしたいと思います。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第43号は原案通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第43号の建議については、後日、えびの市長に直接提出いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時23分